

子ども・子育て支援制度における実費徴収に係る補足給付事業要綱

制定 平成28年2月24日 区長決定 要綱第66号

改正 令和5年7月12日 部長決定 要綱第153号

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号に基づき、経済的理由によって、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な在園児の保護者に対して、実費徴収に係る費用の給付（以下「補足給付」という。）を実施し、保護者の実費負担の軽減を目的とし、必要な事項を定める。

(補足給付対象者)

第2条 補足給付の対象者は、品川区に住所を有し、かつ、区長より法第19条第1号に掲げる区分の認定を受けた児童の保護者であって、当該児童が品川区立幼稚園に在園している保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者
- (2) その他特に区長が認めた者

(補足給付期間)

第3条 補足給付の期間は、生活保護法の規定による扶助を受けた日の属する月から受けなくなった日の前日の属する月までとする。ただし、前条第2号については、この限りではない。

2 前条第2号に規定する者に関する補足給付期間は、別に区長が定める。

(補足給付の対象費目と給付金額等)

第4条 補足給付対象費目および給付金額は、別表1に定めるところによる。ただし、実費徴収額または、給付金額のいずれか低い方の額を給付する。

2 給付は、4か月ごとに支払うこととし、給付時期については別途定める。

(補足給付の申請)

第5条 補足給付を受けようとする者は、区長が定める期日までに、子ども・子育て支援制度における実費徴収に係る補足給付申請書（第1号様式）の書類を区長に提出しなければならない。

(承認不承認の結果通知)

第6条 区長は、給付を決定した場合は、子ども・子育て支援制度における補足給付承認通知書（第2号様式）により、不承認の場合は、子ども・子育て支援制度における補足

給付不承認通知書（第 3 号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

（補足給付の方法）

第 7 条 補足給付費は、給付の決定を受けた者が指定する金融機関に設ける預金口座に直接振り込むものとする。

（補足給付の取消し）

第 8 条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補足給付の決定の全部または一部を取消することができる。

- （1）第 2 条に規定する要件を欠いたとき。
- （2）不正の手段により補足給付を受けたとき。

（補足給付の返還）

第 9 条 受給者は、前条の規定により補足給付の決定を取り消された場合に、既に補足給付を受けているときは、遅滞なくこれを返還しなければならない。

2 第 3 条に規定する補足給付期間を超えて補足給付を受けているときは、全部または一部を遅滞なく返還しなければいけない。

（委 任）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 2 日より適用する。

別表 1 （第 4 条関係）

補足給付対象費目	給付の上限額（円）
教材費	800／1 人 1 月あたり
行事費	400／1 人 1 月あたり
遠足代	2, 500／1 人 1 回あたり
修了対策費	18, 400／1 人 1 回あたり

備考 各給付対象費目について、実費徴収が生じた場合に給付を行う。